

|                  |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 近世村落形成期に於ける年貢について(一) : 武蔵国多摩郡連光寺村の場合                                                                                                                                                                              |
| Sub Title        | On rent in early years of the Tokugawa era : the case of Renkoji-mura, Tama-gun, Musashi-no-kuni                                                                                                                  |
| Author           | 安澤, 秀一                                                                                                                                                                                                            |
| Publisher        | 慶應義塾経済学会                                                                                                                                                                                                          |
| Publication year | 1956                                                                                                                                                                                                              |
| Jtitle           | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.2 (1956. 2) ,p.106(26)- 129(49)                                                                                                                                    |
| JaLC DOI         | 10.14991/001.19560201-0026                                                                                                                                                                                        |
| Abstract         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Notes            | 関東農村の史的研究 ( 第五集 )                                                                                                                                                                                                 |
| Genre            | Journal Article                                                                                                                                                                                                   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560201-0026">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560201-0026</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 近世村落形成期に於ける年貢について(一)

—武藏國多摩郡連光寺村の場合—

安澤 秀

- 一 はしがき
- 二 封建領主
- 三 百姓
- 四 生産力の領主的把握
- 五 年貢の收納
- 六 結語

## 一 はしがき

先に本特集の第四集に武州多摩郡連光寺村の史料に即して、地縁的農業共同體としての近世村落の形成過程について一考察を發表し、いさゝかの資料を提供した。前稿に於いては新本百姓自立の經濟的基礎である新開田畑の増加と、共同體的土地所有の一つの指標である入會地との相關々係の在り方が村落構造の變化に反映し乍ら近世的な村落共同體を形成した事情について考察したのであるが、その際近世の村を行政村落と生活村落の二側面をもつものとして把

へ、主として生活村落の視角からのみ、近世村落の性格と機能を追求めた。本稿も前稿と同じく、旗本知行地である連光寺村を再び考察の対象とし乍ら「行政村落」の視角から年貢の賦課收納形態を考察しようとするものである。所で史料に即した考察に入る前に何故年貢賦課なる事象を「行政村落」の視角から見ようとするのかについて述べねばならぬだらう。同時に「行政村落」の意味をも明らかにする必要がある。

幕藩體制は徳川氏を上級封建領主と仰ぐ諸大名及び徳川氏直屬の家臣團<sup>1)</sup>旗本等を中核とする所謂武士なる身分にあるものが、封建的土地所有に基いて封建地代としての年貢を賦課收取する支配體制である。しかして幕藩體制下における社會構成の基本的關係としては領主<sup>2)</sup>農民關係が考へられてゐる。つまり封建的生產關係の表現として「年貢賦課<sup>3)</sup>負擔」は理解されてゐるが、暗黙の中に前提されてゐるのは封建的土地所有なる生産關係に於いて封建地代收取を實現する爲には何よりも先づ經濟外強制が必要であるといふ事であらう。近世に於いてその様な經濟外強制<sup>4)</sup>權力が年貢賦課收納を現

實ならしめる場としては村が單位となつてゐる。本稿は年貢負擔ではなく、年貢賦課收納のみ考察の範圍を限定するものであるが、さうした場合に年貢賦課收納を現實ならしめる力としての經濟外強制<sup>5)</sup>權力についての考察を缺く事は出来ない。むしろ經濟外強制<sup>6)</sup>權力と村の關係を明らかにする事によつて年貢の賦課收納が村を場として行はれ得る理由を知る事が出来る<sup>7)</sup>と云へよう。權力と村の關係とは支配のシステムであり、云ひ換へれば法的政治的構造である。吾々は此の法的政治的構造をまづ規定せねば近世村落の「行政村落」的側面を把握し得ないだらう。この法的政治的構造を規定しようとする場合、基礎構造から始めるべきであらうが、こゝでは先學諸氏の成果に依存して具體的な分析を略し、極めて要約したかたちでまづ權力の法的性格を探つて見よう。その際筆者の僅かな知見にはドイツ法史學の成果からも示唆を興へられてゐる。併し兩者の發展段階の差異、歴史過程の差異は出来る限り考慮した。

近世に於ける經濟外強制はロシヤの農奴制に於けるが如き直接の農場支配による露骨な經濟外強制ではない。領主は在地性を失ひ、右の様な直接的な經濟外強制ではなく、いはゞ公的な支配權に迄高まつてゐたと云へる。近世初頭に在地の地頭代官と呼ばれる層が自己の直營地に百姓を使役する事を禁止しようとする法令が見られる事は周知の所であるが、之は在地の小領主に對して土地と人とに對する直接的な支配から切離さうとした政策であり、一方おとな百姓がひらの百姓を使役する事の禁止は百姓身分にあるものゝ間の封建的關係を拂拭して、農民間に於ける支配關係に基く身分關係の純化を圖つた政策と云へよう。かくして農民は百姓として領主に把握さ

れる限り領主に對してのみ關係づけられる様になる。大名の家臣團に編成されるか、大名に迄成り上つた近世的封建領主身分のものはその身分<sup>8)</sup>階級に支配權と武裝權を集中し、組織化する事によつて公的權力としての形態を整へた。此の公的權力が地域支配をその目的としてゐた事は云ふ迄もない。

この様な公的支配權の成立發展はその擔ひ手が鎌倉末期以來進展し始めた守護大名<sup>9)</sup>分國大名<sup>10)</sup>近世大名といふ系列に表現され得る所謂地域的封建制の形成過程に求める事が出来る。守護の權限は元來大番催促、謀反入、殺害人檢斷の所謂大犯三箇條であるが、この大犯三箇條と云ふ語が呼び慣はされる様になつた時期にはもはや行政的性格を持つて居り、更に南北朝より室町期にかけて守護領國制が成立した際には、(1)司法上の職權である使節遊行權、(2)兵糧料所、半濟分土地の分給權、(3)徵稅權を有するに至つてゐた。しかも農奴制<sup>11)</sup>領主制と規定される在地領主層の土地所有と異なつて、一定の行政管轄區域を支配する事を任務としてゐた點を見逃す事は出来ない。

右の様な行政的職權の繼承もしくは篡奪を基軸として成立した近世大名の領主權力はいはゞ本來的にその中に國家的權能を含んでゐたと云へる。此の様な行政領主の性格を持つ大名の統一政權として、農奴制<sup>12)</sup>領主制の孤立分散的なアナーキの状態を全國的な規模で克服したのが、織豊政權であり、繼承者が徳川政權であつて、克服過程に於いて農奴制<sup>13)</sup>領主制的な小領主の直接的農民支配を排除し、土地から切り離し封建家臣團として編成する事によつて、彼らを武士<sup>14)</sup>軍人としての職能(平和な時期になると行政的な官僚群に變質

近世村落形成期に於ける年貢について (一)

二七 (二〇七)

して行く)に専心せしめる事となるのである。封建家臣團に編成されなかつた在地小領主と農民は百姓としての身分に平均化され、武士と支配階級に對して封建地代負擔者といふ立場で被支配階級を形成するのである。かくして近世の支配關係、生産關係に於ける經濟外強制は領主の側に於いて既に行政領主の公的權力支配として現はれてゐるのである。

農奴制と領主制といふ直接的な人格的支配から解放されて被支配階級として百姓身分に固定された者はどの様な支配のシステムの中に置かれ、封建地代を收取されるか、次に問題となる。領主的支配の基礎たる封建的土地所有を、行政的領有權としてのヨリ上級のゲヴェーレに統一した行政領主はもはや農民を人格的に支配する仕方を排除したのではあるが、この領有權に基づく土地と人の支配を現實に行ふためには、領主と百姓を媒介する中間項が必然的に必要となる。さうした時、領有權の行使は一定地域の上に於ける行政司法權の行使である事から、その一定地域を更に細分して個々の農民を一定の行政單位の中にはめ込んで把握する事が可能となる。此の行政地域の最小單位となつたのが、近世の村である。藩によつては村々が筋、通、組などに更に組織される事がある。即ち近世の村の一面面としての行政村落の性格は織豊政權以來の近世的支配の成立と同時に始まつたと云つてよい。云ひ換へれば近世の村が「行政村落」の性格と機能を有するのは、封建領主の行政領主的支配に對應するものと云へよう。

領主支配の媒介として現はれる近世の村が、生活村落の側面から見れば封建的村落共同體として把握できる事は前稿で明らかにし

た所であるが、具體的歴史的にそれが生成して来るのは必ずしも近世になつてからではない。先學の諸研究によれば、日本の封建的村落共同體の歴史は南北朝内亂以降著しい發達を見つゝあつた「惣村」に出発點をおくとされてゐる。惣村の場合その内部構成の頂點には小領主的な地侍があつた事が指摘されてゐるが、地侍が封建領主身分に上昇するか、或ひは百姓身分へ壓し下げられるか何れかの立場をとつて、封建的村落共同體が單純に百姓身分のものによつて構成される様になつたのが近世村落なのである。この近世村落が領主支配に對應した時、行政村落なる機能を果すのである。

以上極めて粗雑であるが、一方に封建領主各層が行政領主的性格のものへ統合され、他方に農奴と領主制から解放されて一樣に百姓身分に平均化された農民階級が成立し、兩者の間の封建地代關係の實現が、經濟外強制の近世的表現としての行政的公的支配權に基づいて行はれ、さうした支配のシステムに於いて行政村落が、兩者の中間項として年貢賦課收納の媒介體となつた理由を説明し得たかと思ふ。

註(1) 文部省史料館寄託「富澤家文書」

(2) 拙稿「近世村落形成期に於ける新聞と入會」三田學會雜誌 四八ノ二。

(3) 野村兼太郎先生「入會地と新田開發」三田學會雜誌三八ノ一。

(4) 堀江英一氏「明治維新の社會構造」序論の内「幕藩體制の基本矛盾」

(5) 先學諸氏の業績(後註に其都度示したので略す)を充分に

讀み取れず幾多の誤りを冒してゐる事と思ふが大方の御批判が戴ければ幸ひである。

(6) 準據としたのは主に世良晃志郎氏譯ミッターイス「ドイツ法制史概説」、高柳信一氏「近代プロイセン國家成立史序説」であるが、筆者の法史學理解の淺さが思はぬ誤讀をなさしめて折角の譯者著者の御努力を曲げてゐる點がある事を恐れるが、御寛容を乞ふと共に蒙を啓いて戴ければ幸甚である。

(7) レーニン「ロシアに於ける資本主義の發達」農業問題體系 Ⅱ三七三頁、「十九世紀末のロシア農業問題」右體系Ⅱ六三七一―六三九頁、經濟外強制にも種々な形態と度合がある事を指摘してゐるが、正にこの形態の近世的な面を把へようと試みたのである。

(8) 中村吉治氏「近世農政史研究」第二章夫役第五節地頭代官の百姓使役。

宮川滿氏「太閤檢地と家族構成」ヒストリヤ8號。  
(9) 御館被官制度、地頭名子制度が後進地域に存在するのは、むしろ近世に入つてから支配關係が特殊な事情の下で復活したと考へてよいのではなからうか。それは近世初頭に於ける先進地域と後進地域に於ける「家」の構造と、「家」に對する領主の把握の仕方の差に始まるだらう。

(10) 永原慶二氏「日本封建社會論」第四章。

(11) 佐藤進一氏「鎌倉幕府守護制度の研究」一九一―一九二頁。

(12) 永原慶二氏前掲書第三章。

(13) 佐藤進一氏前掲書一九一頁。

近世村落形成期に於ける年貢について (一)

二九 (一〇九)

(14) ドイツに於けるフォークタイ、グラーフシャフトに於けるイムニテート特權に始まるオーブリッヒカイトがゲルリッヒヘル、ランデスヘルのテリトリアルシュタット形成に大きな役割を果した事情とそのまゝには比較し得ないにしても、裁判領主が國家的權能をその中に藏し得るといふ論理は受容し得ると考へる。

(15) 戰國大名を始めとして之らの人々が鎌倉・室町期の守護的的系譜に連ならない事は、彼等が篡奪した領主權力の法的構造が農奴制と領主制なる規定をうけるものではなく、法の系譜から云へば、むしろ、守護權に列なるものである事と矛盾するものではない。

(16) ゲヴェーレについては世良晃志郎氏譯ゾーム「フランク法とローマ法」譯註。22、29、75。

(17) 法社會學の立場から此の點を指摘したのが、戒能通孝氏「入會の研究」二七三―二八五頁である。

(18) 大垣藩地方雜記、近世村落自治史料集等を見られたい。

(19) 之は法的構造として見た時かういへるのであつて、現實の問題としては、何を「村」として領主が把握したか、残る。

(20) 永原慶二氏前掲書一九三頁。石田善人氏「惣について」史林三八ノ六、此の論文は惣の研究史的展望を序説とし、惣を封建的共同體として見る事に積極的である。之に對して消極的なのは、菊池武雄氏「戰國大名の權力構造」歴史學研究一六九號である。

(21) ヨーロッパのグルンドヘルはフロンホフ又はマイエルグー

トによつて在地性を保ち、それによつてマルクは領主制マルク、自由マルク、混合マルクに分類されてゐる。特に移民當時の東プロシヤに於いて村落を建設した主體者が騎士團であり、村落のシュルツ(村長)をグルンドヘルが兼任して居た事からグルンドヘルが裁判領主化した時に、グーツヘルンシャフトへ轉化し得た事實を想起されたい。

### 二 封建領主

本稿に於いて考察の對象とする武州多摩郡連光寺村の近世的行政的支配は徳川氏の直領となつた事に始まる。天正十八年より寛永十年迄徳川氏の直領であり、代官の支配をうけた。代官は神吉彌五介、大久保石見、小泉次太夫、中根吉兵衛の順で交替した。寛永十年に至つて、旗本天野重房が連光寺村を知行され領主となり、以來明治迄領主の交替はなく、且一村一給の知行所であつた。天野氏の如き知行取りの旗本を近世の史料では普通地頭と稱してゐるが、もちろん中世の地頭と異なる事は云ふ迄もない。此の地頭は本質的には近世大名と同じ行政領主的性格を持つが、たゞその封典された地域が矮少である所から行政組織は極めて簡單であり、又、上級領主としての徳川氏が強大である所から、彼の有する権能も大名程には多くない事は明らかである。しかし、地頭役所を持ち(勿論彼の屋敷が執務の場であるが、觀念的には行政組織として別個に考へられるのである)領主権の執務者としての用人が二人常に年貢請取手形その他に署名し、村からの手形類も用人宛となつてゐて天野氏は領主的

權威を保つてゐる。又、行政司法權の行使の例として、寛文八年の手形に、借金の紛争を地頭に訴へる事によつて解決しようとした例があり、萬治三年の手形では、彼が村から追放を命じた人間を秘かにかくまつた者に對して、隱居を申付け、その者の言動に對して村民が構ひつけない事を請させてゐる。或ひは村法が發達した元祿頃にも、村内の村法違反者に對して、二度目は御地頭様に御披露するとして地頭の手による裁判が百姓に對してヨリ權威があつた事を示してゐる。

寛永十年連光寺村の領主となつた天野重房はその子、重時の役料四百石を合せて千三百拾石の中位の旗本であつたが、萬治元年重房の死による重時の代替りに際して、役料は收公され、殘る九百拾石の中、三百石を弟に分知して殘る六百拾石を知行する事となつた。重時は天和に至り五百石を加増され合計千百拾石と略々元復し、重政(貞享三年襲封、元祿十年致仕)、重供(元祿十年襲封、同十四年死)の代には變化がなかつたが、久斗が元祿十四年に襲封した時弟に三百石を分知し、八百拾石を知行し、以後寛政迄變る所がなかつた。代々の多くは番士を勤務した。重時は貞享三年鐵砲頭を罷めた時寄合入りとなつた程に功績があつたが、子の重政は勤務中失敗があつた爲、父の祿を襲封するや小普請入りしてゐる。

註(1)寛永十六年入會野論訴狀によると、新編武藏風土記稿によつても確認される。  
(2)此の點は關東農村の村方史料によく見られる領主の度々の交替、或ひは分給による複數の地頭名主の存在、及び名主家

の交替等の理由から村方史料の殘存が不揃ひとなるのに較べ、本史料はよくまとまつて残つてゐると云へよう。  
(3)寛政重修家譜による。

### 三百 姓

本稿は領主と行政村落間の年貢賦課收納を考察しようとするものではあるが、現實の年貢負擔者たる百姓を全く除外する譯には行かない。百姓が年貢負擔者である事から彼等の社會集團を一箇の法的關係たる行政村落として把握出来るのであるから、生活村落の成員たり得る條件は、領主側からの規定と共に相互規定的に行政村落の法的構造を規定する事になるからである。

さて年貢負擔者たる百姓について考へようとする時、年貢負擔の公的資格は何かと云ふ問題が先づ浮び上る。近世に於いては年貢賦課者たる領主が行政領主的性格をもち、經濟外強制が、直接的人格的に行はれるのではなく公的支配權に迄高まつてゐた事は前述した所であるが、その場合百姓は法の主體者ではなかつた。むしろ法的政治的主體者たる立場から排除されたものとして封建領主身分に隸屬して政治的支配をうけるものとして現はれるのである。さうした意味では百姓の主體性に於いて公的資格が云々されるのではなく、封建領主から見ると、彼の財政的要求を充足し得る農民はどの様なものであるかがある。この規定の仕方は夫々の領主の經濟的必要の在り方によつて異なつてくる。何故なら行政領主といふ法的構造も具體的に現はれる場合には封建社會特有の地域的分散的個別的ならざるを得ないからである。

### 近世村落形成期に於ける年貢について (一)

右の様に領主の主體性に於いて規定される一方、近世の農民は村落共同體の枠内といふ限定付きで、自己の經營地に於いて獨立の計算による生産を営み得る程に迄獨立してゐる事から、領主が行政村落として把へた村の内部には農民の相互關係から生ずる規定も有り得る譯である。即ち法的關係から云へば領主側からする規定が考へられ、現實的具體的には領主側が把握しようとした時點に於ける生活村落の秩序が規定するものと云ひ得る。生活村落の秩序を形づくる條件は惣的村落秩序から近世村落へ移行した際の身分的上下關係の反映に基づく家格とか、族縁協同體の分解から生じた同族團的關係に於ける系譜的上下關係に基づく家格とかに、經營地の大小若しくは保有地の大小、勞働力(私的な隸屬關係にあるもの、雇傭關係にあるもの、及び血縁家族の員數迄も含む)の大小等の經濟關係等が一應考へられる。

さて、連光寺村の百姓について述べなければならぬが、前稿に稍々詳細に村落構造を扱つたので、立入つた考察は略すが、前稿に利用しなかつた寛永十七年の名寄帳を中心に必要な範圍で少しく述べて見よう。前稿では慶長十六年、萬治二年、元祿六年、寶曆四年の連光寺村全村の名寄帳のみを扱つたのであるが、寛永十七年九月吉日付の「川原田畑屋敷水帳本帳ひかへ」なる帳簿があり、表題は水帳(檢地帳)であるが、内容は名寄帳である。たゞ全村分ではなく、連光寺村の小村である中河原村(後に下河原村)分だけである爲利用しなかつたのである。次に記載の一例を示さう。

前川一上田一反一畝六ト  
又右衛門分  
又右衛門







附表(四) 指紙寫(拂勘定目録)(延寶元年~元祿6年)

| 延寶元年丑                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 延寶8年申                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 天和2年戌                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 貞享元年子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 元祿6年酉                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>二口合 103石 190.78<br/>此俵の 294俵 334.19<br/>此共ニ<br/>此拂</p> <p>①米 259俵 032合<br/>此金 97兩 2分 形 7枚</p> <p>②米 2俵<br/>八郎兵衛ニ被下(名主)</p> <p>③米 3升 6合<br/>御使御扶持方</p> <p>三口合 261俵 068<br/>殘面① 33俵 266.39<br/>此口米② 16俵 333.19<br/>二口合 50俵 199.28<br/>(未進カ)</p>                                                                                                                   | <p>二口合 85石 456.77<br/>此俵の 244俵 065.28<br/>此共ニ<br/>此拂</p> <p>①米 120俵 250<br/>此金 67兩 3分 500文 手<br/>形 6枚</p> <p>②米 2俵<br/>(同前)</p> <p>③米 1斗 2升<br/>(同前)</p> <p>④米 98俵 392.50<br/>兩付ケニ而納手形 17枚<br/>四口合 221俵 362.5<br/>殘而 22俵 102.78<br/>未進ニ成ル内 1分納メ手<br/>形アリ<br/>殘而 62俵 143.32<br/>未進酉ノ勘定ニ而相濟申<br/>ル</p> | <p>二口合 108石 208.09<br/>此俵の 309俵 089.29<br/>此共ニ<br/>此拂</p> <p>①米 277俵 391.05<br/>此金 76兩 1貫 462文<br/>手形有</p> <p>②米 2俵<br/>(同前)</p> <p>③米 1斗<br/>(同前)</p> <p>④米 28俵 2斗<br/>兩付納手形有<br/>四口合 308俵 291.05<br/>(以下缺)</p> <p>(殘 7斗 9升 7合・2合<br/>4勺)</p>                                                                                                                                                                                                                | <p>三口合 107石 816.09<br/>此俵の 308俵 018.44<br/>此共ニ<br/>此拂</p> <p>①米 271俵 084<br/>此金 67兩 手形 3枚</p> <p>②米 2俵<br/>(同前)</p> <p>③米 8升<br/>(同前)</p> <p>④ 9俵 163.58<br/>兩付納手形 3枚<br/>四口合 282俵 327.58<br/>殘而 25俵 090.91<br/>此利米 12俵 245.45<br/>本利合 37俵 336.36<br/>納手形アリ<br/>米 4升 8合 75出過<br/>子ノ未進 141俵 334.38<br/>出過引<br/>殘 141俵 285.63<br/>五年ニ納ル<br/>178俵 378.31 子ノ納分<br/>二口合 320俵 263.94</p>                     | <p>二口合 104石 851.71<br/>此俵の 299俵 201.71<br/>此共ニ<br/>此拂</p> <p>①米 229俵 162<br/>此金 64兩 200文 手<br/>形 4枚</p> <p>②米 2俵<br/>(同前)</p> <p>③ 2升<br/>(同前)</p> <p>④ 9俵<br/>兩付手形 1枚<br/>四口合 240俵 182<br/>殘 59俵 619.71<br/>未進</p>                                                                     |
| <p>二口合 47石 102.74<br/>米 7升 ぬか 14俵<br/>77合 わら 7駄<br/>1石 75升 大豆 10俵</p> <p>466合 66 麥 4俵</p> <p>855合 下わた 570匁<br/>米 3石 216.66<br/>引殘 43石 886.08<br/>此代金 17兩 2貫 217文<br/>口せん 2貫 194文<br/>二口合 18兩 416文<br/>此拂</p> <p>金 13兩 1分 500文<br/>手形 7枚<br/>殘而未進 4兩 2分 916文<br/>此利金 2兩 1分 458文<br/>本利合 7兩 374文<br/>手形 6枚ニ而納<br/>わら草 7駄納手形有<br/>ぬか 8俵未進<br/>わら 2駄引分ニ被成ル而<br/>納ル</p> | <p>二口合 40石 749.22<br/>4升 ぬか 8俵<br/>154合 わら 14駄<br/>3石 338 大豆 19俵 026</p> <p>588合 33 麥 5俵</p> <p>855合 下納 570匁<br/>米 4石 970.33<br/>殘而 35石 773.89<br/>此金 14兩 1分 246文<br/>口錢 1貫 785文<br/>二口合 14兩 3分 35文<br/>此拂</p> <p>金 11兩 3分 100文<br/>手形有<br/>殘而 2兩 3分 665文<br/>未進ニ成ル</p>                              | <p>二口合 56石 665.74<br/>6升 ぬか 12俵<br/>286合 わら 265駄<br/>3石 500 大豆 20俵<br/>(4斗入)</p> <p>666合 66 麥 5俵<br/>(4斗入)</p> <p>855合 下納 570匁<br/>米 5石 367.66<br/>殘而 51石 398.08<br/>此金 20兩 2分 77文<br/>口錢 2貫 462文<br/>小目錢 98文<br/>三口合 21兩 645文<br/>此拂 19兩 1分 950文<br/>手形 4枚<br/>殘而 1兩 2分 695文<br/>利 3分 347文<br/>本利 2兩 2分 42文<br/>納手形有<br/>引殘 722文 出過<br/>酉未進金 6兩 2分 621文<br/>戌年ニ納此ノ内ニ右ノ出<br/>過 722文 31<br/>殘① 6兩 1分 899文<br/>文ノ未進<br/>② 14兩 2分 742文<br/>皮ノ納分<br/>二口合ノ年ニ納ル</p> | <p>二口合 55石 578.57<br/>1升 ぬか 2俵<br/>187合 わら 17駄<br/>3石 7升 大豆 20俵</p> <p>333合 33 麥 2俵半<br/>(4斗入)</p> <p>855合 下納 570匁<br/>4石 885.33<br/>殘而 50石 693.29<br/>此金 20兩 1分 91文<br/>口せん 2貫 483文<br/>小目錢 96文<br/>三口合 20兩 3分 628文<br/>此拂 15兩 917文<br/>手形 11枚<br/>殘 5兩 2分 713文 未進<br/>此利 8兩 2分 66文<br/>内 6兩 2分 納手形 3枚<br/>殘 2兩 66文 未進<br/>利 1兩 33文<br/>①本利 3兩 99文<br/>②子ノ未進 10兩 371文<br/>二口合 13兩 470文 丑ノ<br/>年ニ納</p> | <p>二口合 49石 396.59<br/>64合 8 わら 24把(6駄)<br/>2石 8斗 大豆 16俵<br/>手形 7枚</p> <p>466合 66 麥 4俵</p> <p>855合 下納 570匁<br/>4石 186.46<br/>殘 45石 210.13<br/>此金 18兩 386文<br/>口錢 2貫 170文<br/>小目錢 87文<br/>三口合 18兩 2分 601文<br/>此拂 7兩 2分 64文<br/>手形 8枚<br/>殘 11兩 1文<br/>未進 濟不申ル<br/>大豆 5升 過<br/>わら 1駄 過</p> |

本村・下河原共畑方

本村・下河原村共ニ田方

附表(一) 寛永17年中河原村名寄帳

|                  | 本 田     | 新 開 田 | 小 計    | 畑・屋敷   | 新 開 畑 | 小 計    | 合 計     |
|------------------|---------|-------|--------|--------|-------|--------|---------|
| 1) 又 右 衛 門 分     | 135+28步 | 60.27 | 196.25 | 122.3  | 53.13 | 175.16 | 372.11  |
| 2) 庄左衛門手前 三人分    | 72.10   | 54.15 | 126.25 | 103.4  | 42.24 | 145.28 | 272.23  |
| 3) 新 右 衛 門 持 分   | 27.28   | 44.24 | 72.22  | 99.23  | 67.6  | 166.29 | 239.21  |
| 4) 長 兵 衛 持 分     | 34.1    | 44.3  | 78.4   | 47.4   | 58.—  | 105.4  | 183.28  |
| 5) 喜 右 衛 門 持 分   | 45.8    | 34.22 | 80.—   | 51.—   | 36.19 | 87.19  | 167.19  |
| 6) 九 右 衛 門 持 分   | 23.25   | 16.1  | 39.26  | 41.28  | 15.24 | 57.22  | 97.18   |
| 7) 茂 右 衛 門 持 分   | 24.28   | 11.8  | 36.6   | 35.1   | 11.8  | 46.9   | 82.15   |
| 8) せ 入 右 衛 門 持 分 | 23.15   | 10.24 | 34.9   | 13.10  | —     | 13.10  | 47.19   |
| 小 計              | 387.23  | 277.4 | 664.27 | 540.13 | 287.4 | 827.17 | 1597.14 |
| 本 村 之 者 持 分      | 26.15   | 3.6   | 29.21  | 1.—    | 6.27  | 7.27   | 37.18   |
| 兵 庫 持 分          | 23.10   | 7.—   | 23.10  | 2.10   | —     | 2.10   | 25.20   |
| 久 五 郎 右 衛 門 持 分  | 3.27    | 3.—   | 9.22   | —      | —     | —      | 7.—     |
| か 利 忠 右 衛 門 持 分  | 53.22   | 5.25  | 72.23  | 3.10   | 6.27  | 10.7   | 9.22    |
| 小 計              |         | 19.1  |        |        |       |        | 83.—    |

万治2年名寄帳による所有地種別表

| 地 積 | 10町以上 | 10町~<br>1町5反 | 15反未<br>~1町以上 | 1町未<br>~8反以上 | 8反未<br>~5反以上 | 5反未<br>~3反以上 | 3反以下 | 計  | 全<br>村<br>下<br>河<br>原 |
|-----|-------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|------|----|-----------------------|
|     | 人 数   |              |               |              |              |              |      |    |                       |
|     | 1     | 5            | 17            | 5            | 5            | 4            | 0    | 37 |                       |
|     | 0     | 2            | 6             | 1            | 3            | 1            | 0    | 13 |                       |

近世村落形成期に於ける年貢のつと



家と五家増えた。増えたものは、右の耕作者の中から、瀬兵衛、五郎左衛門（將監）作兵衛、理右衛門、庄右衛門、又左衛門、四郎左衛門の名が新しく名寄帳に登録されてゐる。持分者で見えないのは新右衛門、九右衛門、茂右衛門、せん右衛門であるが、全然新しい名前で見られるのが作左衛門、清右衛門である。

又右衛門家の分解の場合を示せば、寛永十七年、三町七反二畝餘の經營が、萬治二年では、又右衛門一町三反三畝、瀬兵衛七反四畝六歩、五郎左衛門一町四反二畝廿歩、作兵衛一町四畝七歩となり、瀬兵衛だけ又右衛門五郎左衛門の約半分である。彼らの獨立の經濟的基礎は寛永十七年に有した本田畑新開田畑の他に、更にその後の新開が加はつたのである。例へば瀬兵衛は明暦二年に田を六筆三畝貳拾七歩、畑を六筆四畝七歩、合せて八畝四歩を開墾してゐる。作兵衛は又右衛門の族縁協同態に於て作兵衛と斷定し難いが、四人の持分分割比は1・1・3・4・1・2となる。又右衛門五郎右衛門は血縁者の均等分割、瀬兵衛は血縁者に對する非血縁者として血縁者の半分と解される。かうした家の分解が、村落構成をどの様に變化させたかを、萬治二年名寄帳によつて所有地積別表を附表(一)に附して示した。全村の場合も、下川原村だけの場合も、一町一町五反の略、均等な持分者の層を中核とする様な方向で新百姓の獨立がなされた事が判ると思ふ。

要するに近世的共同體形成の進行につれて、領主に年貢負擔者として把へられる百姓が増加したと云ひ得る。

尙一言つけ加へたいのは夫役についてである。役負擔は最近初期本百姓を規定する重要な條件として着目せられてゐるが、近世初期

に封建領主が百姓に要求してゐる夫役は封建地代の一形態である勞働地代としての夫役ではない事は明らかであり、むしろ戰國大名の要求した軍夫役に始まつたと見てよいだらう。行政領主の軍事的必要、行政的必要からする臨時的夫役は、築城人夫役、運輸の爲の傳馬役、水主役、領主的規模に於ける治水工事人夫役等があるが、之らが恒常化し形骸化する様になると、具體的な勞働力要求から代金納化される様になり、軒役に迄變化してしまふ。連光寺村では夫役は傳馬役として具體的勞働力提供が相當おそく迄行はれてゐるが、それに對して僅少ではあるが報償が與へられてゐる。之は夫役要求權が封建地代賦課權とは異なつた權源から生ずる違ひであつて、夫役要求權が公的權力から生じた事を示すものであらう。こゝでは此の點を指摘するに止めよう。

註(一)この事は、村落内部の百姓の生活の中から生れる生活規定が村法に迄高まる場合の法形成者たる事とは異なるのは云ふ迄もない。村法の場合には生活法であつて、領主と農民關係の規定ではない。ドイツのヴァイステューマーが中世農村の好箇の資料として取上げられるが、日本の村法とはその成立事情を異にしてゐる。北村忠夫氏の史學雜誌、文化史研究掲載の諸論稿、前田正治氏「日本近世村法の研究」

(2)生活村落の秩序を規定する諸條件については前掲拙稿に考察した所であるが、最近印行された寛永十年肥後藩人畜改帳は領主側の把握が、生活村落の秩序と相互規定的に行はれてゐる事を示してゐる。

(3)族縁協同態の枠から踏み出した者が他村のものとして小作關係を結んでゐた例は拙稿「新開と入會」の野論論見を見られたい。そこでは入會地の中の耕地が小作であつたか、自主的開發であつたかを互ひに論證する事によつて、入會地の村落による圍ひ込みの論理となつた事を示した。

(4)瀬兵衛、五郎左衛門の二名は又右衛門分と分附されてゐるが作兵衛は分附がなく、又、又右衛門と離れて記してあるのと同名異人かも知れない。

(5)明暦二年新田新畑改帳。

(6)大垣藩地方雜記、及美濃國神海村史料。

#### 四 生産力の領主的把握

百姓が年貢を納め得るのは納め得るだけの生産力を有してゐるからである。上來述べ来たのはその様な生産力を現實に封建地代として收取する經濟外強制領主權力の形態としての支配權とそれに對應する百姓についてであるが、本節に於いては百姓の生産力を現實に收取する手續がどの様なものであり、どの様に生産力を把握したかを見よう。農奴制領主にあつては農民を人格的に支配するのであるから領主の恣意若しくは慣習法によつて定められた地代を直接に收取すればよい。之に對して行政領主は地域の行政的支配を通じて農民から地代を收取せねばならない。近世領主の封建的土地所有は上級領主から或る一定地域を授封される事によつて封建社會に於ける所有權を保證される。行政領主にあつてはその授封の内容は一には行政支配權を内容とする領主權と二には地代收取權に分けら

れる。太閤檢地以來授封の内容である領主權の表現には一定の地が示され、地代收取權は石高によつて表現される。石高は地代收取の前提である生産力を示すものであり、石高表示はいはゞ生産力の領主的把握であると云へよう。

生産力の表現として石高が用ひられたのは、一には地代形態が物納であり、且米納が主軸であつた事による。併しそれだけの理由では畑作物迄も含めて全生産力が石高制に表現される様になつた説明には不十分であらう。行政領主制の成立は相當程度發達した流通經濟を前提としており、その際、米が單なる生産物としてだけでなく價值基準として用ひられるに至つてゐた事を指摘しておかう。米が近世初期に貨幣的機能をも有してゐた事の指摘は既に野村兼太郎教授によつてなされて居るが、所謂貨幣の最普遍的形態である金屬貨幣の流通は廣く全國的規模で凡ゆる社會階層に行はれておらず、且貨幣そのものが不安定な價值であつた。云ひ換へれば一般的等價形態としての機能を充分に果し得なかつた時代において、等價形態として交換の基準たり得た物品は太閤檢地前後の時期では米以外になつた。織豊政權の政策に土地丈量制の全國統一と共に、米の秤量の基礎たる秤の統一があつた事は米の秤量の統一によつて全國共通の單位表示を可能ならしめようとした措置に他ならない。戰國期に各地で用ひられた貫文制が石高制に變つた點は次の様に考へたい。貫文制は原則的には農奴制領主が上級領主に對して納める封建地代の分割分であつたか、若しくはさうした領主制に於ける生産力の領主的把握であつた。農奴制領主經營の解體に伴つて領主が行政領主身分に上昇するか、百姓身分に轉落するか、何れかの途をとつた時、

貫文制はその根據とする流通過程の狭隘性のため、百姓身分一般に迄貨幣負擔を要求する事が不可能であつた。又貨幣そのもの不安定からも全國的規模で使用し得る石高制による生産力の表示の方が貫文による表示よりも容易であつたと云へよう。

かくして石高制がとられた事は行政領土の授封に際して、單に地域の廣狹を示す許りでなく、領土の財政的基礎としての生産力把握を數量的に行ふ事、即ち生産力を抽象的に測定する事が可能となつたのである。即ち土地と人の勞働關係の結實としての生産物を田方畑方の區別なく單一の價值基準において把握し得るといふ段階で、地代收取の基礎即ち生産力の表示が石高で行はれたと云へよう。それ故行政單位としての村が、領土にとつては抽象化された生産力の表現である村高を基礎として、封建地代を現實に收取する場となるのである。

村高に表現される生産力の把握は、先づ勞働過程の場である耕地と、そこへ勞働力を投入する人間の確定即ち檢地帳の作成に始まり田畑夫々の地位に應じて定められた石盛をその地積に乗じて集計としての村高が決定し、その後は地押、地改によつて改訂される。年々の年貢賦課は年々檢見によつて修正されて、割付狀によつて村方にその年の賦課額が提示される。次に連光寺村の場合に即して年貢賦課額の提示の仕方を元和九年より貞享元年迄考察しよう。

1 元和一明曆期

先づ徳川氏直領であつた時期の免狀と天野氏知行地となつてからの割付狀を比較し乍ら生産力把握の仕方を見よう。下に三通の史料を掲げた。

史料 (一)

(元和九)

連光寺村取事  
一高貳百拾四石八升三合 高 辻  
此内引高  
卅六石三斗八升六合 永川くミ荒  
三斗九升 引小以卅六石七斗七升六合 不作  
残百七拾七石三斗七合 亥 永 流

(免五ツ二分)

此外 此取九拾貳石壹斗九升九合 五ツ二分

(新田分)

此外四反四畝貳拾步 亥永流  
二下田四町七反七畝拾三步 新田  
此反拾四石三斗貳升貳合 三斗取

(新畑分)

此取六石貳斗貳升三合 新畑  
壹斗五升取

取合百拾貳石七斗四升四合

右分惣百姓立合無甲乙様ニ致勘定皆濟可仕候者也仍如件

(元和九年) 小次太<sup>Ⓐ</sup>  
亥十二月七日

名主百姓中

史料 (二)

(寛永十二)

中河原分成物成定之事

一高三拾貳石三斗三升貳合七勺 高 辻

内

高拾七石三升八合四勺

内三斗八升八ひかれニ引

殘拾六石六斗五升八合四勺 可納分

(田方免六ツ七分)

取米拾壹石一斗六升壹合壹勺三才

畑屋敷ノ拾五石貳斗七升四合三勺

取四ツ

取米六石壹斗九合七勺貳才

取米合拾七石貳斗七升八勺五才

右之分霜月廿日ニ皆濟可仕者也仍如件

寛永拾壹年

戊ノ八月十五日

岩佐七左衛門<sup>Ⓐ</sup>  
山田彦左衛門(花押)

名主 百姓中

一上田 上毛 壹町四反貳畝十七分

同 六斗貳升

一上田 上々毛 六反七畝貳拾四分

右之外 貳反八分見すて

(壹斗七升取) 壹反ニ付壹斗七升 三町三反六畝十貳分

同 貳斗壹升

一中畠 貳斗壹升 五反拾六分

同 貳斗五升

(貳斗五升取) 同 貳斗五升 四反八畝十七分

同 五斗

(五斗取) 一屋敷 貳反壹畝拾分

右之通當月中皆濟可仕者也仍如件

寛永十二年

亥ノ霜月六日 天野孫左衛門<sup>Ⓐ</sup>  
重次(花押)

名主忠右衛門との組頭

惣百姓中

史料 (三)

(寛永十二年) 中川原亥ノ取付之次第

(五斗三升取) 壹反ニ付五斗三升

一下田 下毛 五反四畝十八分

(五斗六升取) 同 五斗六升

一中田 中毛 九反四畝八分

(五斗九升取) 同 五斗九升

近世村落形成期に於ける年貢について (一)

形式上の吟味から始めよう。第一に史料の村名が(一)と(二)と異なつてゐる事に氣づく。村の呼稱が異なるのは、慶長三年の檢地帳では連光寺郷と郷名を以て呼ばれ、本村、馬引澤、中河原の夫々は村としてではなく單なる地域名稱にすぎなかつたのが、元和以降は連光寺村と總稱される様になつた。それが(一)であり、(二)は寛永十一年以降中河原村が準行政村落として、本村並に馬引澤村から分離して

把へられる様になつたからである。つまり中河原村(萬治二年以降下河原村と呼ばれる)は連光寺村の一部であつて、割付状の形式は本村と全く同一であり、こゝでは便宜上中河原村を掲出したのである。第二に差出者は、(一)は小次太で、代官であつた小泉次大夫である。直領期の六年七年の割付状には中根吉兵衛の署名がある。(二)は天野氏が地頭となつた翌年であるが、署名してゐる二人は天野氏の用人であるのか、勘定奉行所の手代であるのかはつきりしないが、恐らく後者ではないかと思はれる。その理由は(三)が明らかに天野氏の名前を出されており、割付状が通例領主の名前で作されるのに反しており、且日付も通例の十月半ばから十一月末頃に較べて、ずつと早い八月となつてゐる。又十年分の年貢皆済状が十一年の十二月廿一日付で天野氏から出されてゐるが、天野氏に於いては皆済状は全て割付状の裏書で済されてゐる右の如く皆済状が別に出された事は割付状が天野氏の手から出されたのではないと見られる。むしろ知行替の間の臨時措置として代官ではなく、勘定奉行の手で割付状が出されたと見るべきであらう。尙(一)を元和九年としたのは、その記載が寛永元年二年の割付状の高辻、引高、新田新畑の数字と全く同じであり、且差出者も同一人である事、及び紙質筆蹟も同一時期と見られる事からして、元年二年の前後の亥年を求めれば元和九年と比定するのが妥當であらう。第三に宛書は直領期はたゞ「名主惣百姓中」とあり、(四)は名主忠右衛門組頭惣百姓中と名主の名前が明記される様になつた。本村と中河原村の名主は幕末に至る迄同一人である。組頭は此の年だけで以後は略されてゐる。第四に賦課額の決定の仕方について見よう。(一)は高辻から川缺當荒を引いた残高に

免をかけ、(二)は高辻を田高と畑屋敷の夫々に免を掛けて取石が決定され、更に(三)では新田新畑に對して反當りの取を掛けて取石が計算され、合せたものがその年の地代提示額となる。反當りの取とはいはゆる石盛ではなく、領主の取分を直接に示すものである。之に對して、(四)は田方畑方が夫々上中下の地位毎にその年の検見の結果として決定された有毛の位をきめ夫々に反當りの取を示してゐるのみで、高辻も示されなければ免も示されず、(五)の新田新畑の賦課額決定のために用ひられた毛取の形式がとられてゐる。此の様な形式の差異は、(一)が徳川氏直領期の賦課決定方式であり、(二)が天野氏の支配が實際に始まつた事による。即ち(三)は所謂免定(状)であり(四)は割付状である。以上は形式上の比較であるが、第四の點は賦課額の問題であるため、附表(一)(折込別表)を参照し乍ら直領期から地頭領への變化を詳しく見る事とする。附表(二)には元和九年より貞享元年迄の六一年間の割付状による地代提示額を示し、變化を石高でをへる様にした。寛永十二年以後の割付状は大體史料(三)に同じ記載形式をとつてをり、附表(二)に見られる如き石高では示されてゐないので、田畑夫々の上中下の地積と反取率をかけて年貢賦課提示額たる石高に換算し、田方畑方及び兩者の合計を本村中河原村(下河原村)毎に示し、最後に兩村の合計を示した。(四)空白欄は割付状を缺いてゐる年であるが、萬治二年以降は割付帳によつて補充した部分もある。計算の基礎となつた諸要素については附表(三)に一部の年の分を示した(後述)。

さて附表を見るに小泉次大夫代官の三年間は高辻二百拾四石餘で引高三拾六石餘、残高は同じで免のみが變化、更に新田新畑も同面

附表(三) 小村別、地位別、地積、取、取石数

|      | 上 毛 |                                  |                  | 中 毛      |          |           | 下 毛    |           |          | 上 畑      |          |         | 中 畑      |           |        | 下 畑       |        |       | 屋敷 |
|------|-----|----------------------------------|------------------|----------|----------|-----------|--------|-----------|----------|----------|----------|---------|----------|-----------|--------|-----------|--------|-------|----|
|      | 取石  | 反當取                              | 取石               | 取石       | 反當取      | 取石        | 取石     | 反當取       | 取石       | 取石       | 反當取      | 取石      | 反當取      | 取石        | 取石     | 反當取       | 取石     | 反當取   |    |
| 正保 2 | 連光寺 | 169 <sup>27</sup> 歩              | 63 升             | 275.12   | 58       | 816.4     | 53     | 816.4     | 191.17   | 29       | 492.9    | 29      | 492.9    | 1508.3    | 24     | 1508.3    | 24     | 76.21 |    |
|      | 反當取 | 10 <sup>7</sup> 703 <sup>7</sup> | 50.10            | 15,973.2 | 89.6     | 43,255.06 | 340.23 | 43,255.06 | 14,274.7 | 14,274.7 | 92.3     | 92.3    | 92.3     | 37,194.4  | 587.12 | 587.12    | 587.12 | 3,835 |    |
|      | 取石  | 67                               | 62               | 62       | 62       | 340.23    | 57     | 340.23    | 81.27    | 35       | 92.3     | 30      | 92.3     | 587.12    | 25     | 587.12    | 25     | 17.27 |    |
| 萬治 3 | 連光寺 | 780.26                           | 585 <sup>4</sup> | 268.3    | 54 升     | 251.2     | 49     | 251.2     | 191.17   | 20       | 492.9    | 15      | 492.9    | 1739.12   | 10     | 1739.12   | 10     | 77.21 |    |
|      | 反當取 | 45,680.69                        | 455.10           | 14,477.4 | 79.25    | 12,302.26 | 66.14  | 12,302.26 | 3,831.33 | 81.27    | 7,384.50 | 82.27   | 7,384.50 | 17,394    | 661.1  | 17,394    | 661.1  | 3,885 |    |
|      | 取石  | 585                              | 535              | 535      | 535      | 66.14     | 485    | 66.14     | 81.27    | 23       | 82.27    | 18      | 82.27    | 661.1     | 13     | 661.1     | 13     | 30.15 |    |
| 寛文 8 | 連光寺 | 832.27                           | 53               | 197.6    | 48       | 163.4     | 48     | 163.4     | 185.17   | 12       | 484.19   | 9       | 484.19   | 1732.8    | 6      | 1732.8    | 6      | 77.21 |    |
|      | 反當取 | 44,143.7                         | 434.3            | 9,465.6  | 111.16   | 7,014.71  | 73.16  | 7,014.71  | 2,226.79 | 81.27    | 4,361.69 | 82.27   | 4,361.69 | 10,393.59 | 662.29 | 10,393.59 | 662.29 | 3,885 |    |
|      | 取石  | 53                               | 48               | 48       | 48       | 73.16     | 48     | 73.16     | 81.27    | 9        | 82.27    | 9       | 82.27    | 662.29    | 6      | 662.29    | 6      | 20.15 |    |
|      | 取石  | 23,007.3                         | 5,053.58         | 5,053.58 | 3,161.93 | 3,161.93  | 982.8  | 982.8     | 982.8    | 746.10   | 3,977.6  | 3,977.6 | 3,977.6  | 1,025     | 1,025  | 3,977.6   | 1,025  | 1,025 |    |



積であるが反當り取が變化し、その結果としての合計の提示額Ⅱ石高に相當大きな差が生じてゐる。中根吉兵衛代官の二年間は高辻二百三拾五石餘と増えたが、引高は兩年で異なり、殘高では寛永六年七年を較べると七年は小泉次大夫代官の時に近くなつてゐる。六年七年の特徴は新開分の所にある。新開分が最近二年間（寛永四、五年）の卯辰開を別記してをり、その取は、元和九年以前に開かれた分に較べて低くなつてゐる。合計では、小泉次大夫代官の三年分の平均位の數値を示してゐる。寛永十年の數字は、地頭天野氏が十一年に出した皆濟狀によつた。直領期の形式と異なるのは引高と新開分がなく、田方畑方のみに單純化された事にある。此は天野氏に知行として與へる爲に勘定奉行によつて引高、新開分等を加除して、本田畑のみのすつきりした石高を出した爲であつて、此の高辻二百八石六斗が天野氏知行の表高となり、幕末に至る迄、連光寺村の公的生産力表示となつたのである。寛永十一年は前述の様に勘定奉行の手代から提示が行はれるが、木村、中河原村の二本立てとなつてゐる。早くも此の年の高辻は二百拾貳石餘と増してゐるが、その反面引高があつて、計算すれば表高に殆んど同じとなる。新開分は見えない。地頭になつてからは新開分を記載するのは、明曆三年と萬治元年の二年に過ぎず、他の年は下田下畑に繰入れて計算した様である。

免は元和九年より寛永十一年迄一定して居らず最高五割二分最低四割一分と一割も開きがあり、提示額の最高は百拾四石餘、最低は八拾八石餘と廿五石餘の差が見られる。直領期に於いては高辻は代官毎に定められ、ついで年々の檢見によつて補正され、免も固定される。免は元和九年より寛永十一年迄一定して居らず最高五割二分最低四割一分と一割も開きがあり、提示額の最高は百拾四石餘、最低は八拾八石餘と廿五石餘の差が見られる。直領期に於いては高辻は代官毎に定められ、ついで年々の檢見によつて補正され、免も固定される。

萬治―貞享期の分析に入る前に、元和―明曆期、萬治―貞享期と分けて考察する理由を少しく述べて見よう。直領期と地頭知行期に分けないで、地頭知行期に入つてからの萬治を劃期としたのは、連光寺村の近世的變貌を領主側が認めた年である事による。村に年貢額を提示した領主は割付狀に「右之分惣百姓立合無甲乙様致勘定皆濟可仕者也」として、行政村落の構成員たちへの賦課については直接關與しないで自主的な配分に任せてゐる。檢地帳記載の人間がそのまま年貢負擔者ではない事は前稿にも述べ、又第三節にも見た所であり、連光寺村の場合、右の割付文言に見られる惣百姓とは近世初期では慶長十六年の名寄帳に現われた十四家を指すものと考へられる。近世初期にあつては中世末の「惣」的結合の政治的支配關係が拂拭され、百姓身分に平均化されたとしても經濟的不均等は其儘残り、慶長十六年の十四家の内、分附主五名は十石以上、分附主に非ざるものは十石以上一名、十石以下二石以上が八名となつてゐる。分附主は寛永十七年の名寄帳を分析した際に明らかにした如く、族縁協同態をなしてをり、この中に含まれてゐるものの耕作地はたとへば檢地帳、ないし新田新畑改帳に登録される程の保有權があつても、ゲヴェーレ的に重疊してゐる土地占有權の下では村落共同體の正規の成員ではない。従つて年貢を公的に負擔する迄には至つてゐない。右の様な經濟的不均等の家で構成され、更に家が族縁協同態の様な内部に半獨立の人間を擁してゐるといふ二重三重に不平等の性格を持つ初期の村落共同體が近世的な性格を有するに至るのは農民の土地占有に於けるゲヴェーレ的把握の強い本田畑よりも新開田畑の如き保有權のヨリ強いものを經濟的基礎に集積し

近世村落形成期に於ける年貢について (一)

れて居らずその年の作柄に應じて年々に變更されてゐる。つまり年貢賦課の提示は耕地の現實的生產力を具體的に示すのではなく、石高といふ抽象的な生産力觀念に高められてゐるのである。

地頭は知行が現實的となつた寛永十二年以後は史料(9)に示した如き形式で割付狀を出す點を附表(10)から讀みとれる。寛永十一年の提示額九拾七石餘に較べ、十四年は殆んど倍に近い百七拾四石餘となつてゐる。直領期の最高百拾四石に較べても六拾石餘と三割近い増徴である。此の場合、免は有毛に對して一定の石盛をかけて計算された石高に對して領主得分と百姓得分の比率であるから、直領期には百姓得分が計算し得るのであるが、反當り取はひとへに地頭得分のみを示してゐるので百姓得分がどれだけあるのかは不明となる。此の形式は直領期には新開分のみ用ひられてゐたのであるが、天野氏は全耕地に迄及ぼしたのである。いはば耕地の現實的生產力からの取分を具體的に示す形式ではあるが、結局は年貢額を石高で提示する事であつて、割付帳が冒頭に石高を計算して出してその年の村全體に對する地頭の取分を示し、ついで百姓別に賦課する形をとつてゐる事からも明らかである。さうした事よりも此の取り方によつて地頭の得分が非常に多くなつたのである。ともあれ明曆三年迄の地頭の年貢提示額が非常に高い事は附表(10)の各項目の數字によつて明らかである。

以上直領期と地頭知行所となつてからの年貢提示が形式に於いても額に於いても變化した事を見た。次に項を變へて萬治以降の問題を考察したい。

2 萬治―貞享期

つ、族縁協同態からの分離をなしとげて略均等な經營地をもつ様な百姓によつて構成される様になつた時である。元和―明曆期は右の様な推移を辿つた時期である。既耕地に對する新開分の増加率と、一筆當りの地積、一人當りの地積の大きさに於いて限界點に達したのは明曆期であつて、寛永十二年から明曆三年にかけての年貢提示額が高いのも、村に於ける生産力の發展に支へられてゐたと云へよう。又第三節に中河原村の名寄帳が作製されてゐる事を述べたが、木村よりも生産力の高い中河原村を準行政村落として把へた領主にとつて、年貢を負擔するものを明確ならしめようとした事の現はれであるが、その構成は萬治二年に現はれる様な構成への過渡的段階を示してゐる。

萬治二年は名寄帳、檢見帳、割付帳、納庭帳などの年貢關係の帳簿が整備されて、行政的機能を近世的なものに迄高めた年であるが、村の事情からのみでは萬治二年の説明は不充分である。まづ地頭に於いて云へば、寛永十年に此の村を封與された重房が萬治元年七月十六日に歿し、同年閏十二月十八日に子の重時が襲封し、その際弟に三百石を分知したが、天和二年に至ると五百石を増せられる。つまり萬治元年から天和二年迄重時は表高六百拾石の知行取であつたのである。次に名主が明曆三年迄は忠右衛門であつたのが隱居して萬治元年より子の市郎左衛門に變つてゐる事を指摘できる。つまり村落内部の近世的進化が、地頭と名主の交替を契機として行政村落的把握に反映したと見る事が出来る。萬治の名寄帳が、寛永十七年の名寄帳がさうであつた様に地頭に差出されてゐる事は名寄帳が公的な年貢負擔者を示すと同時に生活村落の秩序を維持する主體



者を示してゐるのである。

さて、附表(二)について見れば萬治二年から天和元年迄は寛永十二年より明暦三年迄に較べて、年貢提示額が低い事が判る。之は丁度天野重時が六百拾石を知行してゐた時期に當り、天和二年に五百石を加増されてからはかへつて高くなつてゐる。此の場合地頭の内部事情の解明が必要であるが、今は不明なので右の數字の高低の説明は保留しておく。

地頭領となつて以後の數字の動きを見よう。本村の田方では寛永十四年が高く、十六年は二拾石餘りも低くなる。十七年には高くなるが以後の二年間は低くなつて十九年は最低の數字を示してゐる。正保年間も亦低下の傾向を示すが、慶安二年には八拾壹石餘となり以後明暦三年迄七年間は八拾石餘を維持して最高水準を示してゐる。萬治元年は六拾二石近くと低くなるが、二年より寛文三年迄の五年間は七拾石餘にある。四年から延寶三年迄十一年間は寛文六年の五拾七石を底とする六拾石餘の曲線をとる。延寶四十七年の三年間は再び七拾石餘となるが、八年は二拾石餘も落ちて五拾六石餘となり、貞享元年迄は漸次上昇線を描く。寛永・正保期の短期變動は極めて間隔が短い長期變動から見ても最高水準の慶安・承應・明暦を過ぎると短期變動の間隔が五年位に延びるが、全體は中だるみ式になつてゐて、しかも慶安・承應・明暦の最高水準には復さないものである。畑方は寛永年間が最高水準を示して六拾石七拾石餘であるが、萬治二年の二拾九石を最低とする下降をえがいてゐる。之は寛永年間迄の新畑の増加が田方へ地目變換されて行つたためかと考へられる。次いで寛文二年の三九石餘を頂點とし、寛文八年二拾石餘

を最低とする曲線が現はれ、更に天和元年の二九石餘を最低とする山が延寶年間に見られる。ここでも變動の期間が漸次長期化する傾向が見られるが、寛永十二年と貞享元年をつなぐ線は寛文八年を最低とする中だるみ式の下降線である。

中河原(下河原)村の田方は多少の短期變動はあるが、結果から見れば上昇線を示してゐる。畑方は長期では寛文八年から延寶二年迄が十石餘を割つて中だるみを示してゐる事が目につく。地積が小さいだけにむしろ短期の變動がはげしいと云へよう。

かうした動きは、村の生産力の變動を檢見取のため忠實に反映してゐるためであるが、試みに總計に於いて、最高の正保二年、中位の萬治二年、最低の寛文八年の小村毎の地位別地積と反當り取と取石を附表(三)(三九頁)に示して、生産力の實態を窺ふ事とした。

本村の田方では、上毛の地積は正保二年一町六反九畝、萬治三年七町八反、寛文八年八町三反二畝と激増するが、反當り取は六斗三升、五斗八升五合、五斗三升とむしろ下がつてゐる。そのため取石は正保四年に較べれば萬治三年、寛文八年共に激増するが、萬治三年と寛文八年では地積では五反も増加してゐる寛文八年の方がいくらか低くなつてゐる。中毛は正保四年と萬治三年では殆んど變化がないが、寛文八年では地積も取も低くなり、従つて取石も正保二年に較べると五石も少なくなつてゐる。下毛は地積、取、取石共に激減してゐる。田方の全地積は正保二年一二町六反一畝拾三步、萬治三年一三町一步、寛文八年一一町九反三畝七歩といふ變化を示してゐる。有毛の位付けと地位による地積及び取が年々の状況に應じて變化してゐる事が判る。畑方は上畑中畑は餘り變化がないが、下畑が

増加してゐるのは、年々の新開によるものである。

中河原(下河原)村の田方の中、上毛の地積増加は甚しく九倍にもなつてゐる。取石は地積の激増を反映して多いが、取は萬治三年より寛文八年の方が低下してゐる。中毛の地積は萬治三年が一番少く、寛文八年が一番多いが三反許りの違ひであつて取石には殆んど影響しない。下毛は五分の一許りに減り、取石も七分の一許りになる。畑方では地積の變化は餘りなく、取の大幅な低下が非常に目立つ。

附表(三)に於いてもつとも顯著なのは取の低下であり、次に田方に於ける上毛と下毛の地積が兩小村共に反對となる(上毛が多くなり下毛が少くなる)現象が見られるにも不拘、取の低下のため、取石が減少してゐる事である。つまり、惣地積はそれ程變化しないが、反當り取が低下してゐる事が知られる。

以上を要するに、村の生産力を確實に把握しやうとして採用した檢見取による年貢賦課額が、村の生産力を忠實に反映してゐるとすれば、此の村の生産力は寛永―正保期が最も高く、寛文期は最も低い時期である事になると云へよう。併し、地頭の取分が百姓の取分に對してどれだけ割合にあるか、即ち寛永以降の免が判らなければ斷定出来ない問題である。

註(1) 野村兼太郎先生「徳川封建社會の研究」第三編第三章。

(2) 小葉田淳氏「日本貨幣流通史」第二章。

(3) マルクス「資本論」第一卷第一編第二章、特に五九頁(高昌譯)、貨幣的機能を果すものが金銀に限らない事、金銀が一

近世村落形成期に於ける年貢について (一)

般的等價形態として現はれる以前に、等價形態となり得るものは、その社會に於いて最重要の物品である事が述べられてゐる。

(4) 寶月圭吾氏「京樹の研究」社會經濟史學十二ノ一。

(5) 富澤家文書中、殘存する檢見帳の初見は寛永十二年のそれであり、殊に萬治二年以後は年々の分がある。本稿では生産力把握の具體的過程に於ける最初の手續きたる檢見帳の分析は略すが、檢見帳は主に田方のみの地積と毛付をきめてゐる。

(6) 拙稿「新開と入會」三田學會雜誌四八ノ二、六〇頁。

(7) 割付状は定免制になる元祿十二年迄は、本村(馬引澤村を含む)と下河原村の夫々に出されてゐる。之に對應して割付帳も二冊づゝあるが、納庭帳は全村一冊、納目録も全村一通となつてゐるのは、下河原村が行政村落としては完全に獨立した一村となつてゐない爲である。

(8) 第二節代官の名前を見られたい。

(9) 同時期の徳川氏直領地に於ける免定の例を左に示す。之は美濃國本巢郡神海村の元和五年の免定の可成早い寫しである。

本巢郡神海村未之年免定之事  
一 高百拾八石貳合 田畑屋敷きん川成共ニ

此取八拾七石三斗貳升壹合 但高ニ付七ツ四ト取  
右之分ニ未之年御定リ惣請ニ相定ハ間地下之庄屋年寄小百姓  
出作共ニ壹人モ不殘立會田畠之上下ニ付高分無之様ニ致免割  
來ル十一月廿日以前ニ皆濟可有ハ若右之日限相延ハ、可爲



史料 (内)

- 申ノ年貢取付之次第 連光寺村
- 一 田方取米百五拾七表者 但三斗五升入かん口米如毎年
- 一 畑方金貳拾壹兩三分 但此卜目錢如毎年
- 一 大豆麥わた油江糠わら右之金子之内ニ而毎年之通可納内
- 右之通霜月廿日前ニ皆濟可仕者也仍如件
- 寛永廿壹年 重房
- 申十月七日

名主忠右衛門 惣百姓

此の史料には田方米納分、畑方金納分、小物成の現物納分といふ納め方が地頭から指示してゐる。この形式のものは廿一年のみに見られるのであるが、史料(内)と對比してみれば史料(内)が史料(内)の單純な繰返しにすぎない事がよく判る。かくして皆濟狀は極めて形式的なものである事は明らかであり具體的な收納形態を示してゐるとは云ひ難い。とは云へ地頭が生産力を抽象化した石高表示よりは、具體的な形態を示してゐると云へる。所が此の村の場合、皆濟狀は右に掲げた二通しはなく、寛永十四年以降は、割付狀の裏書に「表書之通勘定相濟皆濟如件」と皆濟文言を記し、署名捺印して濟してしまつてゐる。例へば寛永十四年の割付狀には寛永十五年七月廿一日付の、寛永十六年十七年十八年の割付狀には寛永十九年四月晦日付の皆濟文言が記されてゐる。即ち史料(内)は年貢收納の基本形式を示したにすぎず(例へば小物成の米との換算率)、皆濟文言を裏書で示す様になつた後、收納の基準に變化が生じた時、史料(内)に見られる

如く、俵の三斗五升入である事を明示したり、小物成に麥と下綿(眞綿の事であつて木綿ではない)が加はつてゐる事を明らかにしてゐるのである。小物成の種類は以來變化してゐない。具體的な收納形態を示す史料は何かと云へば、連光寺村の場合は領主から村に對して出される年貢小手形と延寶一貞享期に「指紙寫」(元祿以後は「年貢拂勘定目録」と呼ばれるものであり、百姓には村から出される年貢小手形と年貢納庭帳である。百姓の場合は年貢割付帳に對應するものであり、その分析は百姓の年貢負擔を考察する別稿にゆづりたい。たゞ後述と關連があるので一つ指摘しておきたいのは、萬治三年の庭帳を見ると、米が何俵何と記されてゐる端數に「江戸へすく參い」と註してある分がある。つまり俵で納められた米は村に止め置かれ、端數が地頭屋敷へ送られるのである。例へば十月廿日に納められた米の内、端數である三口合八斗七升四合六勺九才が江戸に送られた事になる。止め置かれた米はどうなるのかといふ疑問が起るわけである。

この疑問に答へるため、延寶一貞享期の「指紙寫」「拂勘定目録」を附表(内)(折込別表参照)に示した。此の史料の残存は甚だ少く、附表(内)に對應する年代のものとして利用し得るのは僅に延寶元年、延寶八年、元和二年、貞享元年、元祿六年の五分分に過ぎない。元祿六年を加へたのは「指紙寫」と「拂勘定目録」が同性質のものである事を示すためである。史料の形態は、本村・下河原村を田方別、畑方別に合せており、田方畑方で二通となる。しかも年代は十二支しか書いてゐないので、揃つてゐる年代がはつきり比定できたのは右の五通しかなかつたのである。史料の前半は本村・下河原村の順で

年貢の提示つまり反當り取を附した地位別地積と取石を記し、田方では俵に換算した數字を記し、ついで「此拂」の内譯が書かれてゐる。畑方は取石を示した後はまづ其年の小物成の現物納分を示し、残りを貨幣納分として示してゐる。

田方の拂を見ると、第一項で取俵の大部分が實は何回かに分けて金納されてゐる事が判る。第二項は名主給分の支拂で之は米二俵と定額化してゐる。第三項は江戸屋敷と村の間の傳馬役に對する支拂で年々大小があるが、額は少く、貨銀ではなく、名目的な報償である事が判る。夫役については、百姓負擔の考察の際に詳しく見る事とする。そして残つた部分は傳馬によつて地頭屋敷へ運搬される「岡付分」と未進滞納分とに分けられる。畑方は先に史料(内)に見たと同じ様な收納を示してゐる。小物成の額は一定してゐない。

そこで田方畑方を通じて、現實に金納されてゐる分を見ると、延寶元年は百拾兩三分五百文となり、田方の分は七回に、畑方の分も七回に納められてゐる。延寶八年は七拾九兩二分六百文で、田方の分は六回に納められ、畑方は不明である。天和二年は八拾九兩四百七拾四文で、田方は不明であるが、畑方は五回に納めてゐる。貞享元年は八拾二兩九百拾七文で田方は三回、畑方は拾一回で納めてゐる。元祿六年は七拾一兩二分八百壹文で、田方四回、畑方八回に納めてゐる。金納分の田方畑方の比重は、田方の方がはるかに重い。延寶元年から元祿六年迄の金納部分に對して、現實の米はどの位送られたかと云へば、延寶元年には岡付け記載がなく、殘米五拾俵餘がある。別に未進分とも書いてないので何れともきめかねるが、此の年の金納額が一番多いので未進かと思はれる。延寶八年には九八

近世村落形成期に於ける年貢について (一)

俵餘を十七回に分けて送つてゐる。平均すれば一回六俵近くが送られてゐる事になる。天和二年は二八俵餘が送られてゐるが回數は判らない。貞享元年は九俵餘で三回に送られてゐるから、一回平均三俵餘となる。元祿六年は九俵を一回で送つてゐる。此の様に見れば、先に萬治二年の庭帳の記載から「江戸へすく參い」米が一回に八斗七升四合三斗五升俵にして二俵半許りがあつた事を見たが、之が岡付け分に當るのであつて残りは恐らく金納化されてゐたと見てよいであらう。慶長十二年新田改帳下書の紙背文書に名主が村山邊のものに送つた書翰があつて、之に八王子で酒造米を賣拂ふ事の相談をしてゐる事がある。之は餘り早すぎる例であるが、村の上位にある者(前稿で富澤氏が小領主的であつた事を指摘しておいた)が、貨幣經濟に接觸してゐた事が判る。時代が下つてもかうした村の上層部若しくは村役人としての立場からであつても、貨幣經濟に接觸してゐた事は明らかであり、市場圏としては八王子宿が對象となつてゐる。元祿十年の地頭の年貢引當借金證文に八王子の米相場で年貢米を賣つた計算で金を請取つてゐる例がある。注意しなければならぬのは田方年貢の金納化が行はれても、行政村落がその擔當者であつて百姓ではない事である。畑方年貢は百姓の金納化が行はれてもその比重は全體から見れば低いものである。

以上を要するに、皆濟狀は、年貢收納の具體的様相を示すには抽象的でありすぎる事、之に代るものとして村で作製した拂勘定目録がある事を見、拂勘定目録の分析から、年貢の大部分が實は早くから金納化されてゐた事、併し、村がその擔當者であつて、之は行政村落としての機能から生れた事を指摘し得たと思ふ。



註(1) 納俵が元祿六年七年に四斗二合の計算でなされてある例があるが(近世史料抄影第二所載年貢小手形)之は後に起つた變化である。

(2) 年貢の貨幣納化の問題は極めて重要であるが、こゝでは村からの納入に際して貨幣納化されてゐた事を指摘するに止める。村落共同体と商業の關係を明らかにする事が今後の課題となる。此の点は百姓の年貢負担の問題及び旗本財政の困窮化による地頭賄名主(徴税請負人)の問題を扱ふ別稿で改めて述べる事とする。

## 六 結 語

以上五節に分つて述べ來つたのは、前稿「近世村落形成期に於ける新開と入會」に於いて生活村落の視角から近世的村落共同体の形成過程を考察したのに對照させて扱はうとした近世前期の年貢の問題の中、行政村の視角から扱はねばならない部分であつて、更に百姓の年貢負擔、夫役負擔の様相が明らかにならないならば年貢の問題の全てを扱つたとは云ひ得ず、従つて結論も出し得ないのであるが、一應本稿に關する限りでの要約を以て結語としよう。領主の年貢賦課收納を連光寺村の史料に即して考察せんとした本稿ではあるが、領主の年貢賦課收納を近世村落の形成と關連させて考察しようとする場合、封建領主と百姓、及び兩者を媒介する村の三者について夫々がどの様な關係にあるのかを先づ究明しなければならなかつた。その爲に先づ領主の年貢賦課收納の場である村の性格規定から始めようとしたのであるが、年貢の賦課收納を實現せしめるには一

方に負擔し得るだけの生産力があり、他方には經濟外強制Ⅱ權力がある事、つまり年貢の問題は一には生産力の問題であり、二には經濟外強制の問題であつて、しかも此の經濟外強制Ⅱ權力がすぐれて法的政治的現象である事に氣つき、先づ經濟外強制Ⅱ權力との關連で村を考へようとした。即ち領主と村の關係を法的構造に於いて把握する事によつて年貢賦課收納の考察に經濟外強制の問題を導出し得ると考へたのである。従つて權力の問題を扱ふ限り法史學的方法の助けをかりねばならなかつた。かくして近世領主の法的性格を公的支配權をもつ行政領主と規定し、その支配構造に於ける村の機能と性格を行政村落と規定し、併せて村が百姓と領主とを媒介する中間項となり得た理由を説明したのが第一節である。ついで年貢賦課收納の當事者としての封建領主の支配交替の事實を第二節に示した。第三節では領主と百姓の法的關係が現實の問題としては村落の内部事情にかゝはるものであり、近世的秩序への移行の具體的過程を寛永十七年の名寄帳を中心にして述べて、連光寺村の村落構造が慶長十六年の不均等な構成から萬治二年には略々均等な持分を持つ百姓によつて構成されるに至る経路を明らかにし、更に行政領主としての特性から年貢(封建地代)負擔と夫役負擔が夫々異なる權原に基づく事を指摘した。

可能となつた點を追求した。かくして、吾々は附表(二)に見る如き大量觀察を行ふ事が出来るのであるが、時間的餘裕がなく指數ならびにグラフを以て示し得なかつた事は大きなミスであつたと思ふ。而して直領期と地頭知行期の賦課の仕方の違ひから地頭の年貢提示額が直領期に比べて極めて高くなつた事を示したが、その背後には生産力の發展があつた事を附表(三)から読みとる事が出来よう。地頭の年貢提示額からすれば、此の村の生産力のピークは寛永・正保期であり寛文期を底として延寶・貞享期は多少上昇するが、寛永・正保期の高さ迄は高まり得なかつたと云ひ得る。之は一應五公五民の免であつたとしての推定で、もし免が寛永・正保期に重く、萬治・寛文・延寶期に軽かつたとすれば百姓側の取分が増大するのは萬治・寛文・延寶期であつた事になる。併しこの豫想は檢見取といふ現實的生產力をヨリ正確に收取しようとする年貢賦課の仕方の下にあつては妥當しない様に思はれる。かくして、第五節に生産力の領主的把握のいはゞ終結である收納を見たのであるが、延寶元年―元祿六年に於いて村から收納する年貢の中、金納分の比重が極めて重いついふ特徴を見出し、實際にはもつと早い時期、少くとも萬治期にかうした形態が始まつたと考へられる。

即ち年貢提示の基礎は檢見取といふ嚴格な生産力把握に始まり、割付の段階では極めて抽象的な石高制で示し、收納に至れば、大部分が貨幣納化されるに至つてゐたといふ旗本知行の年貢についての一例をこゝに提供する事が出来るのである。

—一九五五・一二・二〇稿—